

加入金・工事検査手数料（新潟市給水条例より 以下抜粋）

（加入金）

第 33 条の 2 給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)をする者から次の表に掲げる金額に 100 分の 110 を乗じて得た額を加入金として徴収する。ただし、変更をする場合の加入金の額は、新口径に応ずる加入金の額と旧口径に応ずる加入金の額の差額とする。

メーターの口径	金 額
13 ミリメートル	40,000 円
20 ミリメートル	110,000 円
25 ミリメートル	165,000 円
40 ミリメートル	420,000 円
50 ミリメートル	660,000 円
75 ミリメートル	1,400,000 円
100 ミリメートル	2,680,000 円
150 ミリメートル	5,360,000 円
200 ミリメートル	9,467,000 円

2 加入金は、管理者が施行する給水装置工事においては、設計の終了の際、指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事においては、第 12 条第 2 項の規定する設計審査の終了の際納入通知書により徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、別にその加入金の納付期日を定めることができる。

3 第 1 項の加入金は、特別の理由がない限り還付しない。

※参考資料（旧加入金）16 mm 65,000 円 30 mm 213,000 円

（工事検査手数料）

第 34 条 管理者は、次の各号に該当する者から、当該各号に掲げる手数料を徴収する。

(1) 第 12 条第 2 項に規定する工事検査を受けようとする者

ア メーターの口径 30 ミリメートル以下 1 件につき 5,800 円

イ メーターの口径 40 ミリメートル及び 50 ミリメートル 1 件につき 11,600 円

ウ メーターの口径 75 ミリメートル以上 1 件につき 17,400 円

2 前項の手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日に納入通知書により徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、別にその手数料の納付期日を定めることができる。

(1) 前項第 1 号に規定する手数料 第 12 条第 2 項の規定による設計審査終了の日

3 第 1 項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。